

三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する 条例

三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例(昭和27年三鷹市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、三鷹市議会議員が第2条第38号、第45号、第56号、第66号又は第71号の職員のいずれかに該当するときは、当該職員として受けるべき報酬は支給しない。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

提案理由

三鷹市議会議員が、商工振興対策審議会委員、環境保全審議会委員、個人情報保護委員会委員、まちづくり推進委員会委員又は消防委員会委員のいずれかに該当する場合に、当該委員としての報酬を支給しないこととするため、本案を提出します。

三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第7条 第2条第4号、第7号から第14号まで、第17号、第18号、第21号、第29号から第33号まで、第37号、第38号、第43号、第45号、第48号、第51号、第52号、第54号から第56号まで、第64号から第66号まで、第68号から第73号まで、第76号、第78号、第81号から第84号まで、第88号及び第89号の職員並びに第90号の職員のうち報酬を日額で支給する職員の報酬は、別表第2による。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、三鷹市議会議員が第2条第38号、第45号、第56号、第66号又は第71号の職員のいずれかに該当するときは、当該職員として受けるべき報酬は支給しない。</u></p> <p><u>3 第2条第51号の職員に係る第1項の報酬については、別に定めるところにより、その報酬を減額することができる。</u></p> <p><u>4 第2条第51号の職員に対しては、通勤の実情等を考慮し、1日につき1,000円を限度として、別に定めるところにより、付加報酬を支給することができる。</u></p>	<p>第7条 第2条第4号、第7号から第14号まで、第17号、第18号、第21号、第29号から第33号まで、第37号、第38号、第43号、第45号、第48号、第51号、第52号、第54号から第56号まで、第64号から第66号まで、第68号から第73号まで、第76号、第78号、第81号から第84号まで、第88号及び第89号の職員並びに第90号の職員のうち報酬を日額で支給する職員の報酬は、別表第2による。</p> <p><u>2 第2条第51号の職員に係る前項の報酬については、別に定めるところにより、その報酬を減額することができる。</u></p> <p><u>3 第2条第51号の職員に対しては、通勤の実情等を考慮し、1日につき1,000円を限度として、別に定めるところにより、付加報酬を支給することができる。</u></p>